

## 安全データシート

製造者情報 会 社 東京高圧山崎株式会社  
住 所 東京都渋谷区渋谷一丁目9番8号  
担 当 部 門 本社技術部  
電 話 番 号 03-3409-7541

緊急連絡先	電話番号
<input type="checkbox"/> 関東営業部	0493-56-4105
<input type="checkbox"/> 北関東営業部	029-887-0543
<input type="checkbox"/> 京葉営業部	0438-63-3921
<input type="checkbox"/> 京浜営業部	044-344-7770

改訂 2024 年 4 月 1 日

改訂 2022 年 11 月 2 日

整理番号 THPG-022 作成 1997 年 6 月 2 日

製品名：プロピレン(Propylene) (別名：メチルエチレン)

### 1. 物質の特定

単一製品・混合物の区別 : 混合物  
化学名 : プロピレン  
化学式 :  $C_3H_6$   
成分及び含有量 : 99.5 %  
官報公示整理番号(化審法) : (2)-13  
CAS No. : 115-07-1  
国連分類 : クラス2(高圧ガス) 国連番号1077

### 2. 危険有害性の分類

重要危険有害性及び影響 : 可燃性・引火性ガス、高圧ガス  
: 吸入した場合、この気体は麻酔作用がある。急速に気化するとき空気排除され窒息危険がある。  
: 可燃性である。空気と混合し、引火爆発の危険がある。  
分類の名称 : 可燃性・引火性ガス、高圧ガス

### GHS分類<sup>(4)</sup>

物理化学的危険性	可燃性・引火性ガス 高圧ガス	区分1 低圧液化ガス
----------	-------------------	---------------

健康に対する有害性	急性毒性(吸入:ガス)	区分外
	生殖細胞変異原生	区分外
	発がん性	区分外
	特定標的臓器/全身毒性(単回暴露)	区分3(麻酔作用)
記載がないものは分類対象外または分類できない		

GHSラベル要素  
絵表示



注意喚起語	: 危険
危険有害性情報	: 極めて可燃性/引火性の高いガス : 加圧ガス; 熱すると爆発のおそれ。 : 眠気又はめまいのおそれ
注意書き [予防策]	: 熱/火花/裸火等の着火源となり得るものから遠ざけること。禁煙 : 屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。 : ガスを吸入しないこと。
[対応]	: 漏洩ガス火災; 漏洩が安全に停止されない限り、消火しないこと : 安全に対処できるならば着火源を除去すること。 : 吸入した場合; 空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で : 休息させること。気分が悪い場合は医師に連絡すること。
[保管]	: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。
[廃棄]	: 内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に、返却 : すること。

3. 組成及び成分情報

単一製品・混合物の区分	: 単一製品
化学名又は一般名 (化学式)	: プロピレン(C <sub>3</sub> H <sub>6</sub> )
成分および含有量	:

化学物質	CAS No	分子量	化審法	安衛法	成分濃度
プロピレン	115-07-1	42.09	(2)-13	適用外	99.5%以上

4. 応急措置

吸入した場合	: 蒸気を吸入した場合は、酸素欠乏により人事不省に陥ったときは新鮮な空気の場所に移し、安静、保温に努め、新鮮な空気を吸わせる
--------	--

か、酸素吸入を行う。

: 呼吸が停止している場合には人口呼吸を行い、速やかに医師の手当てを受ける。

皮膚に付着した場合 : 液化ガスによる凍傷を受けた場合は、直ちに患部を 41～46℃の温水等で温めるとともに、医師の手当てを受ける。

眼に入った場合 : 噴出ガスを受けた場合、医師の手当てを受ける。

---

## 5. 火災時の措置

消火方法 : ガスの供給を絶つ。ガスを止められないときは、容器とその周辺に噴霧注水して冷却しながら燃えるにまかせる。漏えい部がふさがれる前に火災を消してはならない。さもないと爆発性の雲が生じるおそれがあるからである。

: 消火にあたる者は、保護衣および陽圧自給式呼吸器を着用する。

: 小さな二次火災は、ガスを止める一方、二酸化炭素やドライケミカル等の消火剤を使って消す。

異常火災および爆発の危険性

: 容器が火災にさらされると内圧が上がり危険な状態になる。まわりの火を消し、風上から水を噴霧して容器を冷却する。

: いったん火災が鎮火しても、漏れがあるとそこから可燃性ガスが気化して広がり、再び火が着く可能性がある。

消火剤 : 水噴霧、二酸化炭素、ドライケミカルパウダー（周囲の火災に応じた消火剤を使用する）

---

## 6. 漏出時の措置

少量漏洩の場合 : 漏洩を発見したら、まず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を緊急排気し新鮮な空気と速やかに置換する。

: 汚染地域での作業は、酸欠のおそれがあるため空気呼吸器を着用し必ず複数で行う。

: 配管からの漏洩の場合には、容器最近接の緊急遮断弁を閉止しガスの供給を止める。

: 容器からの漏洩が止まらない場合、着火源を取り除き、部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、納入業者・メーカーに連絡して指示を受ける。

: 移送中で漏洩が止まらない場合、解放された安全な場所に搬出し、部外者が立ち入らないよう周囲を監視しながら、納入業者・メーカーに連絡して指示を受ける。

大量漏洩の場合 : 漏洩を発見したら、まず部外者を安全な場所に避難させ、汚染空気を

緊急排気し新鮮な空気と置換する。漏洩がおさまるまで部外者が立ち入らないよう監視するとともに納入業者・メーカーに連絡し指示を受ける。

---

## 7. 取扱い及び保管上の注意

- 取扱い : 容器は、粗暴な取扱い（落下、打撃）をしないこと。  
: 容器を直立させて置く場合には転倒せぬよう鎖、またはロープ等で壁またはその他の適当な物に固定すること。  
: 直射日光、炉、ストーブその他熱せられた床、熱い場所の近く、溶滓や熱い金属が接触しそうな場所及び溶接、溶断等の近くで容器を使用してはならない。  
: 充填容器等のバルブは、静かに開閉すること。  
: 取扱いは、換気のよい場所でおこなうこと。
- 保管 : 保管上の注意は基本的には容器取扱い上の注意と同様に取扱う必要がある。  
: 容器は常に40℃以下に保ち、所定の位置に保管すること。  
: 容器置場は常に通風をよくし、換気が十分に行われていることが肝要である。また、容器の転倒、衝撃を防止するため、容器を鎖またはロープ等で固定すること。  
: 容器置場は火気厳禁とし、担当者以外の者が立ち入らないようにする。  
: 保管所は定期的に点検し、容器等からのガス漏れの有無、周辺設備等の異常の有無等の安全点検を行うこと。  
: 接触又は混合することにより反応して危険な状態となるガス及び物質とは、区分して保管すること。  
: 置場には外部から見て危険性を察知できるように警戒標などで表示する。

---

## 8. 暴露防止措置

- 管理濃度 : 設定されていない  
許容濃度 : 日本産業衛生学会勧告値 設定されていない  
: ACGIH TLV-TWA 設定されていない  
設備対策 : 取り扱いの場所には、関係者以外の立ち入りを禁止する。  
: 喚気装置の設置  
保護具 : 保護手袋、保護眼鏡、安全靴、陽圧自給式呼吸器。

---

## 9. 物理／化学的性質

- 外観 : 無色の気体  
臭気 : かすかなエーテル臭、弱い刺激性の特異臭  
分子量 : 42.1

融点 : -185.2 °C  
沸点 : -47.7 °C  
比重 : 1.5526 (1atm, 15.6°C)  
水に対する溶解度 : 非常に微量 (44.6mL/100mL, 20°C)

---

#### 1 0. 危険性情報 (安定性、反応性)

引火点 : -108°C  
発火点 : 460~497 °C  
爆発範囲 : 2~11.1%  
安定性・反応性 : 高濃度の無機酸、二酸化窒素、酸素に富む物質 (強酸化剤)、熔融状態の硫黄および塩素化合物と反応する。

---

#### 1 1. 有害性情報

気体は麻酔作用がある。急速に気化する際、空気を排除 (窒息危険) されることがある。  
この液体と接触すると凍傷にかかる。  
症状 : めまい、眠気、陶酔状態、意識喪失、凍傷にかかった身体部位が白色に変色

---

#### 1 2. 環境影響情報

分解性 : 知見無し  
蓄積性 : 知見無し  
魚毒性 : 96 時間 LC50 > 1000ppm  
その他 : 知見無し

---

#### 1 3. 廃棄上の注意

: 容器及び残ガスは廃棄せず、メーカーに返却する。  
: 液状で大気放出しないこと。ガス状で放出する場合は、火気のない通風のよい場所で少量ずつ放出する。パイプで焼却炉に導き焼却する。

---

#### 1 4. 輸送上の注意

: 容器には弁保護キャップを取付け、本体は転倒、落下を防止するため、ロープ等でしっかり固定すること。  
: 輸送は専用の車両により行い、温度が 40°C を越えないよう留意すること。  
: 食事等やむを得ない場合を除き、車両から離れないこと。  
: その他「高圧ガス取締法」等に則り、安全輸送を心がけること。  
: 接触又は混合することにより反応して危険な状態となる物質とは混載しないこと。  
: イエローカード、消火設備および応急措置に必要な資材、工具を携行する。

---

#### 1 5. 適用法令

高压ガス保安法	: 第 2 条 (液化ガス)
	一般高压ガス保安規則第 2 条 (可燃性ガス)
船舶安全法	: 危規則第 3 条危険物告示別表第 2 高压ガス
航空法	: 施行規則第 1 9 4 条危険物公示別表第 3 高压ガス
港則法	: 施行規則第 1 2 条危険物 (高压ガス)

---

#### 1 6. その他

##### 引用文献

- 1) 化学大辞典共立出版
- 2) 危険物ハンドブックギョクテツ・ホンメル編シェブリンカー・フェアラー発行(1991)
- 3) 危険物船舶運送及び貯蔵規則並びに関係告示運輸省海上技術安全局
- 4) GHS 分類データベース (独)製品評価技術基盤機構ホームページ (2006)

- 
- 注) ・本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は、保証値ではありません。  
・注意事項等は、通常的な取扱を対象としたものであり、特殊なお取扱の場合には、その点のご考慮をお願いいたします。  
・危険性有害性情報等は必ずしも十分とは言えませんので、本 SDS 以外の資料や情報も十分に御確認の上、ご利用下さいますよう御願いたします。

以上